

平成 2 6 年

四條畷市交野市清掃施設組合議会臨時会

(第 1 回) 議事録

四條畷市交野市清掃施設組合

平成 26 年四條畷市交野市清掃施設組合議会臨時会
(第 1 回) 議事録

1. 平成 26 年 4 月 24 日 四條畷市交野市清掃施設組合 2 階会議室において開催する。

1. 出席議員次のとおり

1 番議員 兼田 龍洋	2 番議員 久保田 哲
3 番議員 松本 直高	4 番議員 新 雅人
5 番議員 坂野 光雄	6 番議員 浅田 耕一
7 番議員 大矢 克巳	8 番議員 島 弘一
9 番議員 山下 幸恵	10 番議員 曾田 平治
11 番議員 平野 美治	12 番議員 岸田 敦子

1. 理事者側出席者次のとおり

管理者 土井 一憲
副管理者 中田 仁公
副管理者 森川 一史
四條畷市新炉建設整備担当部長 吐田 昭治郎
交野市環境部長 奥西 隆

1. 事務局側出席者次のとおり

事務局長 北崎 文雄 資源循環施設整備室長 松川 剛
事務局次長兼会計課長 奥田 浩樹
事務局次長兼資源循環施設整備室上席主幹 梅垣 信一
資源循環施設整備室副参事兼室長代理 二神 和則
総務課長 太田 広治
管理課長兼資源循環施設整備室主幹 上村 悟司

1. 議事日程次のとおり

日程第 1 会議録署名議員指名
日程第 2 会期決定について
日程第 3 新ごみ処理施設建設工事請負契約の締結について

(時に 14時00分)

1. 議長(新 雅人君) 皆さん、こんにちは。

本日は四條畷市交野市清掃施設組合議会第1回臨時会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多忙のところご参集賜りまして、誠にありがとうございます。

ただ今から、平成26年四條畷市交野市清掃施設組合議会臨時会第1回を開会いたします。

なお、傍聴を希望される方が見えておられますので許可いたします。開会にあたりまして、管理者よりご挨拶をお受けしたいと思います。管理者。

1. 管理者(土井一憲君) 皆さん、こんにちは。

臨時会が開会されるにあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、四條畷市交野市清掃施設組合議会第1回臨時会をご招集申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、何かとお忙しいところ、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

本日の第1回臨時会におきましては、「新ごみ処理施設建設工事請負契約の締結について」を、お願い申し上げます。

新ごみ処理施設建設工事につきましては、昨年9月において環境影響評価書並びに都市計画決定の手続きを終え、その後、9月25日には入札公告を行い、総合評価一般競争入札の入札方式による手続きを進めてまいりました。

本年の3月17日の業者選定委員会で落札者が決定いたし、3月26日には仮契約を締結いたしましたところであります。引き続き、事業の取り組みを進めてまいり所存でございますので、何とぞ、よろしくご審議のうえ、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

誠に簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

1. 議長(新 雅人君) ありがとうございます。

それでは次に、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

1. 事務局長(北崎文雄君) それではご報告を申し上げます。

本日の会議におけます、議員の出席状況につきましてご報告申し上げます。本日は全員のご出席をいただいております。

以上で、ご報告を終わらせていただきます。

1. 議長(新 雅人君) 議事日程につきましては本日、机上に配布しておりますとおりといたします。

1. 議長(新 雅人君) 日程第1、会議録署名議員指名を議題といたします。

本日の会議録署名議員は会議規則第74条の規定により議長において指名申し上げます。6番浅田議員、7番大矢議員を指名いたします。

1. 議長(新 雅人君) 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。平成26年4月24日開会の四條畷市交野市清掃施設組合議会臨時会第1回における会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

1. 全員 異議なし。

1. 議長(新 雅人君) ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定いたしました。

1. 議長(新 雅人君) 日程第3、議案第3号新ごみ処理施設建設工事請負契約の締結について

を議題といたします。

事務局をして朗読いたさせます。事務局。

1. 事務局（奥田浩樹君）（議案書にて朗読）

1. 議長（新 雅人君）朗読が終わりましたので、理事者より議案第3号についての提案理由の説明をいたさせます。管理者。

1. 管理者（土井一憲君）ただいま議題となりました、議案第3号新ごみ処理施設建設工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。新ごみ処理施設建設等事業に係る施設建設を行うため、新ごみ処理施設建設工事の請負契約を締結したく、本案を提案した次第でございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

1. 議長（新 雅人君）引き続きまして、議案第3号についての内容説明をいたさせます。事務局長。

1. 事務局長（北崎文雄君）それでは、ただいま議題となりました、議案第3号新ごみ処理施設建設工事請負契約の締結につきましての内容のご説明を申し上げます。

この工事請負契約の締結は、新ごみ処理施設建設工事につきまして、この工事を実施するために、お願いするものでございます。恐れ入りますが、参考資料をご覧いただきたいと存じます。

まず参考資料の1ページの、1. 工事の概要の（3）の工事内容でございますが、1）のプラント工事の実施設計及び施工でございますが、熱回収施設は、一日あたり125トンの処理能力の施設として、62.5トンの炉を2炉で、全連続燃焼式ストーカ炉の建設を、またリサイクル施設は、1日5時間稼働の23トンの処理能力をもった破碎、選別、圧縮成形を行う施設の建設などのプラント工事であります。

次に、2）の建設工事の実施設計及び施工であります。熱回収棟、リサイクル棟、管理棟、その他付属棟などの施設の建設工事であります。

次に、3）の新ごみ処理施設建設工事に伴う造成工事等の実施設計及び施工でございますが、施設建設工事に伴う造成工事及び修景工事等の土木の工事でございます。

次に、（4）の工事期間でございますが、議会議決日の翌日から平成29年5月31日までとしてございます。

次に、2ページをお開きいただきたいと存じます。

2. 総合評価一般競争入札にあたって、であります。この請負契約につきましては、最低価格落札方式による一般競争入札ではなく、技術と価格と合わせて総合的に評価する総合評価落札方式による一般競争入札で実施いたしましたところでございます。これは、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」や、環境省においても廃棄物処理施設建設工事の発注・選定方式として総合評価落札方式の導入を掲げていることや、新ごみ処理施設整備事業に関する重要事項を審議する政策調整委員会において、全国や大阪府下のごみ処理施設整備事業の入札の実施状況などを踏まえて、この総合評価一般競争入札方式の導入を決定されたものでございます。

また、入札の実施にあたっては、（1）では、新ごみ処理施設建設工事に係る技術的審査や評価を行うための技術審査委員会の設置や、落札者決定基準や落札者の決定を行うための業者選定委員会の設置による組織整備を行ったことを、（2）では、技術審査委員会での提案業者名の把握ができないようにすることを、（3）では、事業発注担当及び契約担当を分離・区分して業務にあた

ったことを、(4)では、発注仕様書の配布や現地見学会、見積設計図書・技術提案書等の提出、技術対話の実施などにおいて時間指定による実施や、入札書については郵便により行うことにより、お互いが接触することのないような対策を講じたことなど、公正透明な手続きの取り組みについて整理いたしてございます。

次に、3ページには、落札者決定等の流れとして、最初の平成25年9月25日の入札公告から、最後の平成26年3月17日の業者選定委員会における価格評価・総合評価・落札者の決定までの、約6ヶ月間の手続きの流れを整理してございます。

次に、4ページをお開きいただきたいと存じます。4ページから6ページにかけては、落札者決定基準について記載してございます。4ページでは、1)の基礎審査として、三つの審査内容を定めております。2)では定量化審査として、①では、技術点についての審査項目の大項目を5項目とし、それぞれの項目への配点を定めております。なお、技術点の配点の140点は60点に換算することとし、技術点を60点に、価格点を40点にして、合計で100点を満点とすることとしてございます。

5ページの②では、技術点の審査項目のうち、さらに小項目での審査項目や配点を定めており、配点の合計は140点満点となっております。

6ページの③では、審査項目の得点化方法として、ア)の定量評価の評価項目の性能等の数値により点数を付与する方式と、イ)の内容評価の数値化が困難で、定性的に評価するものに対して、評価をAからFまでの6段階で判定し、それぞれに応じた点数を付与することとしてございます。また、④では、入札価格に関する事項の得点化方法について、配点の満点を40点とすることと、価格点の算出式について定めており、3)では、技術点と価格点の合計を評価点とするというような、基準について定めてございます。

次に、7ページの、5.審査結果でございしますが、(1)の入札参加資格審査では、入札参加資格審査申請書の提出が「川崎重工業株式会社関西支社」、「株式会社タクマ」、「日立造船株式会社」の3社から提出があり、いずれも入札参加資格を満たしている業者でございました。

(2)の基礎審査であります「川崎重工業株式会社関西支社」及び「日立造船株式会社」から、見積設計図書、技術提案書及び発注仕様書に関する技術提案書の提出があり、書類内容は基礎審査項目を満たした提出でございました。この技術提案書等の提出の段階で「株式会社タクマ」から、入札辞退の届出の提出がございました。

(3)の技術評価であります、技術提案書に関する技術対話の前に「日立造船株式会社」から入札辞退の提出がございました。

定量化審査の対象となるのは1社となりますが、業者選定委員会において、技術と価格の総合評価を行うことから、1社の入札となった場合であっても、入札は有効とすることを、落札者決定基準の審議の中で、既に決定されておりましたことから、手続きを進め、「川崎重工業株式会社関西支社」から提出された技術提案書について、技術審査委員会において、落札者決定基準に従い、評価項目ごとに採点を行う定量化審査を実施いたしました。

その各審査項目の技術点の得点結果は、7ページから8ページにかけて表で整理させていただいたとおりでございます。配点の140点に対して得点合計の120.19点となったものでございます。技術点については、60点換算を行い、51.51点となったものでございます。

次に、8ページの(4)の価格評価であります。提出された入札価格の96億8,000万円について、業者選定委員会において、予定価格の96億8,475万円の範囲内であり、低入札価格調査基準価格の82億3,203万円を上回っていることを確認し、先ほどご説明いたしました6ページの④の算式により、価格点は40点となったものであります。

9ページでございますが、(5)総合評価として、業者選定委員会において技術評価の技術点51.51点と価格評価の価格点40点の合計により、評価点は91.51点と決定され、(6)落札者の決定として、業者選定委員会において、落札者決定基準に基づき「川崎重工業株式会社関西支社」を落札者として決定いたしましたところでございます。

この結果を受け、本組合は3月26日に同社と仮契約を締結いたしましたところでございます。

契約金額につきましては、落札価格の96億8,000万円に8%の消費税を加算した104億5,440万円となったものでございます。

最後に、業者選定委員会の審査講評につきましては、既に議員の皆様へ情報提供をさせていただいておりますが、組合のホームページにも、この審査講評を掲載し、公表させていただいておりますことをご報告申し上げます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第3号新ごみ処理施設建設工事請負契約の締結につきまして、内容説明とさせていただきます。

よろしくご審議をいただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

1. 議長(新 雅人君) 提案理由及び内容の説明はお聞きの次第でございます。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。岸田議員。

1. 12番議員(岸田敦子君) 今回の契約議案である新炉建設の入札にあたっては、談合防止という観点で、今ご説明していただいたような様々な対策を打ってこられて、私も事前に入札にあたっては、このような事をやって欲しいという提案も今まで何度かさせていただいて、そういう内容も取り入れながら考えられることをやっていただいたという点は評価をしたいと思います。

ただですね、今のご説明の中で、1社しか入札がなかった場合は、1社でも落札者とするルールを事前に決めていたというような事、これは私は初めて聞いたんですが、後ほど同僚議員から指摘がある予定の、両市の入札のルールに沿った対応はされていないというような事、また3月の議会でも答弁で頂いた予定価格の99.95%という極めて高い価格であるという事は残念な点だなという事だけは、これは最初に指摘をしておきたいと思います。

その事は申し上げた上で、3月に配布していただいた業者選定委員会の審査講評の中で、いくつか細かい点も含めてお伺いしたいことがありますので、5点ほどお伺いします。

まず1点目は、住民の方が一番心配しておられるのは、ダイオキシンの問題だと思います。ダイオキシン類の削減に対してどのような技術提案を求めて、どう評価されたのかという点を伺います。

2点目には新しい施設ではダイオキシンなどの化学物質の表示について、市民が分かるように表示すべきと、私も提案させていただいてきましたが、その点はどんな内容が盛り込まれているのでしょうか。それは施設内の設置のみかどうか、まずお伺いをします。

で、3点目には、その審査講評の中で自然エネルギーの導入活用という項目がありますが、これどのような内容の提案があったのか、お伺いします。

4点目に同じく審査講評で焼却灰の削減、リサイクル施設の不燃残渣量の削減というのもありまして、最終処分場の問題というのは重要な課題で、国や府が減量化の推進を求めるその理由として、この最終処分場がいっぱいになってくるといって問題を挙げていますし、国や府が各自治体に有料化を奨励したりというような背景もあります。そんな市民に係わる問題が絡んでいることから、焼却灰の削減というのは非常に重要な問題だと感じています。この削減がどれぐらい可能なのか、答えられればお願いします。

あと最後、耐震設計なんですけども、建屋はもちろん阪神大震災などの以降の耐震基準というのがあるでしょうから、それに関しては守られると。煙突に関してはそうだとはいいつつ、現有炉で震度5弱に耐えられる煙突にするための耐震工事を実施されているという状況がありますので、煙突に関してはどの程度の震度に耐えられる設計になっているのか、その点をお伺いしたいと思います。

1. 議長（新 雅人君） 事務局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 5点のご質問をいただいたところでございます。

まず私の方から2点目についてお答え申し上げ、1点目、3点目、4点目、5点目については松川室長の方からお答えさせていただこうと思います。

まず2点目の表示板についてのご質問からでございます。新ごみ処理施設建設工事の発注仕様書において排ガス測定等のデータを常時、住民や見学者等に開示するために一般国道168号から確認できる、そのような位置に設置するよう求めておったところでございます。また、表示するデータ項目は、ばいじん、塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物、ダイオキシン類、一酸化炭素、炉出口温度、最後に発電量などを考えておるところでございます。以上でございます。

1. 議長（新 雅人君） 松川室長。

1. 資源循環施設整備室長（松川 剛君） それでは私の方から1点目、3点目、4点目、5点目を答弁させていただきます。

まず1点目のダイオキシン類の削減の評価についてでございます。ダイオキシン類につきましては審査項目の周辺環境の保全と調和において、周辺環境保全対策として排ガス中のダイオキシン類濃度の根拠となる計算式や、設備面について提案を求めました。それを技術審査委員会で評価していただいたものであり、その結果を含め点数化をしてお示しさせていただきました。

続きまして、3点目の自然エネルギーの提案についてでございます。自然エネルギーにつきましては環境学習、啓発機能及び景観に配慮した提案を求めましたところ、太陽光発電をはじめ、様々な自然エネルギーの活用について提案がありました。

続きまして、4点目の削減についてでございますけども、熱回収施設からの焼却灰やばいじんの削減率につきましては、一般的な焼却炉に比べて1割程度の削減となる提案となっております。また、リサイクル施設からの不燃残渣の削減量につきましては、選別工程の多重化により、不燃残渣の削減を行う提案となっております。

続きまして、5番目の耐震についてでございます。建築物の構造計算につきましては、新耐震設計の趣旨に則り設計いたしまして、構造種別、高さに関わらず、建築基準法施行令の高さ31mを超え、60m以下の建築物に指定された計算定義により行うものとしたしており、重要度係数は1.25を使用するなど発注仕様書に記載させていただきました。

また、地震対策は火力発電所の耐震設計規定、及び官庁施設の総合耐震計画基準によることとしており、また、設備機器の架台等を設計するための地震力は原則として建築設備、耐震設計施工指針によることとしておりますので、よろしくお願いいたします。

1. 議長（新 雅人君） 岸田議員。

1. 12 番議員（岸田敦子君） 最後の震度設計に関しては、一般的に震度の方が分かりやすい。今の内容ではちょっとその辺がはっきりと明確に答弁していただけていないので、明確に答弁できたらお願いします。

あと、ダイオキシンの問題に関しては、削減に関して評価できる場所があったというような事ですが、住民の方からのご意見の中で限りなくゼロに近くできるような技術が今、開発されているのではないかとというような話も出ていた事を記憶しています。そういう事から、ダイオキシンの技術としてゼロに近いような値にできる、そういう提案がなされていたのかどうか、その点も質問しておきたいと思います。

で、自然エネルギーに関してのご答弁では、太陽光発電というのは、今、具体的にお答えいただきましたけれども、それ以外の様々な提案というようなご答弁もあったかと思っておりますので、その内容についてはどのようなものか、ここで言及できないかどうか。また、表示板ですね、排気物質の表示板に係わっては、今、言っていたような、他の施設でも見られるような、それ以上の中身を示しておられるのかなというののもちょっと感じましたけれども、同時にインターネットでリアルタイムの状況を発信できるのかどうか、それが技術的に可能かどうか、その辺りはどうなんでしょうか。

その4点について、再度お答えを求めたいと思いますが、最後にね、新炉建設にあたって談合事件が起こってしまった枚方での議事録若干見たんですけども、ここで事件が起こった後に指摘されているという点でね、請負業者資格審査等委員会というのを設置されて、こういったところで議論がされて、ただその透明性を求める手立てが必要だったのではないかと。契約事務手続き自身の公開性とか、透明性を高めることも大切ではなかったかという事が指摘されていたんですね。

今回、この議案に対する質問の回数制限というのは、2回という事もありましてね、本当は必要であればもっと認めていただきたいとは思いつつ、事前に事務局とも調整はしてまいりましたが、その事務局との話し合いの中で、この情報は業者の技術に係わる事だから、なかなか言えないんだというようなことがあまりにも多くてですね、知りたい内容が知れないと。私にとったら秘密裏に進められてる印象が否めないんですね。技術的に優れていると判断したと言われますが、具体的にどういう点が優れていると判断したのか、技術的な事を聞いても分からないということあるかもしれませんけれどもね、あまり公表されないんだなど、他の案件ではあんまりなかった対応なので、正直、もどかしさを感じました。その点をご指摘にとどめますが、ただこの新炉建設はすでに住民の合意を得ながら進めておられますし、現有炉の耐用年数という事も考えると、急ぐべき課題であるという事は理解できるので、この案件については見守りたいということは申し上げて、再質問のご答弁だけお願いします。

1. 議長（新 雅人君） 松川室長。

1. 資源循環施設整備室長（松川 剛君） まず1点目の再質問の耐震についてでございます。先ほど

申しました、重要度係数 1.25 という事を例に例えますと、これにつきましても申し訳ございませんけれども、震度いくらということは記載ありませんけれども、類似施設として学校関係施設、また社会福祉関係施設、市民生活関係施設、これらに類する建物に相当する建物というようなことで、ご理解よろしくお願ひしたいと思います。

それと続きまして、ダイオキシン類でできるだけ低い規制にできないかというご質問に関しまして、業者からの技術提案書では、0.1 より優れた提案がありました。しかし提案された具体的な数値につきましても、非公開情報ですので申し上げることはできませんが、0.1 の施設建設をすることで環境影響評価を行っており、周辺環境への影響はないとの評価を踏まえ、今後、実施設計の作成協議におきまして最終処分量や維持管理費をも考慮いたしまして本組合が建設する新ごみ処理施設におけるダイオキシン類の設計値を確定してまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それと続きまして、自然エネルギーについてでございます。具体的な提案でございますが、企業の独自提案の内容は申し上げられませんが、独自提案として5項目、その他、先ほど申しました太陽光発電、トップライトの採用、雨水再利用、また自然換気、太陽光・LED 外灯の提案などがありました。

1. 議長（新 雅人君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） それでは私の方からはインターネットによる情報提供の件についてお答え申し上げます。

現有施設におきましては排ガス等の測定結果を廃棄物処理法に基づく維持管理情報として組合ホームページで公表してございます。その内容は月別・炉別の可燃ごみの処分量、月別・炉別の燃焼ガス温度等、炉別の排ガス測定結果、これはばいじん濃度、塩化水素濃度、硫黄酸化物排出量、それと窒素酸化物濃度、最後にダイオキシン類濃度などでございます。

新ごみ処理施設におきましても現有施設と同様に排ガス等の測定結果につきましても、廃棄物処理法に基づく維持管理情報を組合ホームページで公表いたして参りたいと思ひてございます。ご質問の表示板に関する数値のホームページへのリンクにつきましても、現段階ではリンクができるかどうかの判断はいたしてございませぬので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

1. 議長（新 雅人君） 他にありませんか。坂野議員。

1. 5番議員（坂野光雄君） じゃあ簡単な方から質問しますけれども、先ほど、耐震の話が出たんですけども、南海トラフ地震でこの地域は震度いくらで想定されたのか最初にお聞ひいたします。

2つ目にはダイオキシンの問題で先ほどから答弁では非公開情報となっており、その 0.1 ナノグラム以下の状態であるけれども、いくらの値で技術提案がされたのかは答えることができない、という話なんですけれども。それがなぜ非公開情報になるのか、私はちょっとよく分かんないのですね。川崎重工がこれだけ優れた技術を提案しますということは、社会的に明らかにすることが、まず川重の技術はこれだけ優れているんだということを明らかにすることは、川重にとってもいいことではないかと思ひますので、これは非公開情報じゃなくして、公開情報だとすべきではないかなというのが2点目です。

それから、3点目に建設工事審査講評をいただいておりますけれども、その中の評価内容 11 ページと 12 ページのところ、お互いに言葉のところ異なる内容っていうんですかね、そういう内

容が含まれてますので、説明願いたいんですけども、特徴的な問題として意見のところ②の安全・安心できる施設というところで、計量機進入時の車両の動線、ダイオキシン類管理区域に関する事項の一部について懸念する点が見受けられるため、より適切なものとなるよう対応を望む、こういう意見が付けられてるんですけども、評価内容のところでは、車両動線においては一方通行の動線の計量機出口での安全性の配慮、来場者車両と収集車両との交差点との来場者車両への安全性への配慮が優れていると評価した、という形で、評価内容では優れていると、意見では懸念する点が見受けられると、こういう記述になっていますので、整合性がどうなのかなということ、まず簡単などころをこの3点お聞きしまして、続いて、私の方もこの入札における競争性の確保という立場から、4点目を質問したいんですけども、当初3社の入札予定業者が途中で辞退を申し出て、入札に参加した業者は1社となった。そして入札価格が予定価格の99.95%であった業者が落札しました。予定価格の99.95%で落札されたことは多くの方がすっきりしないという思いを抱いてるんじゃないかと思えます。

昨年11月の造成工事の入札においては、4社で入札が行われました。その結果、予定価格の76.2%で落札が行われました。この入札において約1億7,000万円の費用支出が少なくて済みました。今回の入札においても仮に予定価格の90%で落札が行われていれば、約9億7,000万円の費用支出が削減されていたこととなります。そのことを発言しながらお聞きしたいんですけども、1社のみが入札でも入札が成立していると判断されているのでしょうか。またそうであれば、そのような判断に至った経過などをお聞きいたします。また、辞退された2社はどのような理由で辞退されたのかお聞きします。

とりあえず1回目、それをお願いします。

1. 議長（新 雅人君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） それでは2点目の提案情報に係る情報公開についてのご指摘に対するご意見でございます。

具体的な提案のごございました数値や企業独自の提案内容を申し上げることは、その企業が開発しました独自の技術情報や知的財産などを公開する事になり、今後その企業にとって不利益を受けることが考えられますことから、非公開情報としてございます。しかし、契約発注後、実施設計等によりまして発注者側である組合の情報となった折には、それらの情報については十分に開示できるというふうに思っておりますので、よろしくご理解を申し上げたいと思います。

それと4点目の入札についてのご質問でございます。まず総合評価方式につきましては価格及び品質の総合的に優れた内容の確保を求めており、総合評価に参加した業者を技術面と価格面の総合的な評価を行う制度でございます。3月の議会におきましてもご答弁を申し上げましたが、入札参加業者は3社ありましたが、2社辞退となり、最終的には1社となりましたが、技術に関しましては技術審査委員会で審査を行っており、その技術審査結果と価格を合わせまして、落札者決定基準に基づき業者選定委員会で総合的に評価を行っていただいたもので、組合としては適正に評価されたものであると認識してございます。

また、判断に至った経過につきましては、1社になった場合の取り扱いについて7月の第2回の、あるいは10月の第7回の業者選定委員会におきまして、最低価格落札方式による一般競争入札ではなく、総合評価落札方式による一般競争入札で、価格だけではなく技術と合わせまして総

合的に評価することから、1社であっても有効であると判断されたところでございます。2点目と4点目の答弁とさせていただきます。

1. 議長（新 雅人君） 松川室長。

1. 資源循環施設整備室長（松川 剛君） 辞退理由でございますけれども、2社からの辞退でございますが、2社からは都合により入札を辞退しますと、辞退届に記載されており、辞退された理由は分かりませんのでよろしくお願いいたします。

それと続きまして、公表の内容の、相反する内容についてでございますけれども、評価内容では車両動線において一方通行の動線の計量機出口での安全性への配慮、来場者と収集車両との交差点での来場者車両への安全への配慮が優れていると評価したとなっているのに、意見では計量機、進入時での車両動線で懸念する点が見受けられると、相反することが記載されているということでございますが、この意見については計量機が複数設置することにより、計量機への侵入する車両が割り込みなどによる事故等も考えられるので、より適切なものとなるよう対応を望む、という意見があったということでございます。全体的な車両動線は、優れているものであることに変わりはありません。

また、ダイオキシン類管理区域に関する事項の一部について、懸念する点が見受けられるため、より適切な物となるよう対応を望むという意見につきましては、ダイオキシン類の管理区域の動線に関しまして、非管理区域を通る事のない動線を提案されましたが、一部図面においてそうでないところが見受けられたため、対応を望む意見があったということでございます。

1. 議長（新 雅人君） 梅垣次長。

1. 事務局次長兼資源循環施設整備室首席主幹（梅垣信一君） まず1点目の南海トラフの問題でございます。阪神淡路大震災、東北等の大震災がございました。南海トラフ、または東南海地震とか、そういうような大地震に対してどのような対策を講じていくのかということでございますが、具体的にこの地域で、新炉の予定地で南海トラフ地震が起こった場合にどのような震度になるかというのは、申し訳ございませんが想定できておりません。ただ、実際に私どもが設計した1.25という数値につきましては、大地震に耐える設計基準という事でお伺いしております。この地域においてはそういうような大地震が起きた時に、実際にどのような対応を取るのかという事で実施設計においてしっかりとメーカーとは確認していきたいと存じます。以上でございます。

1. 議長（新 雅人君） 坂野議員。

1. 5番議員（坂野光雄君） 南海トラフの問題は数字がね、もう出てますのでね、先ほど岸田議員が5弱とかね、ではないような気もしますけどね、ちょっと確認のほうをね、よろしくお願いいたします。

それから今回、1社のみで落札されたという事で、こういう事例がよそにもあるのかどうか。このことをまず最初に聞きたいのと、私はどのような入札形態を取ろうと、入札を行う最大の目的は競争性の確保にあると考えます。総合評価方式は価格だけでなく、技術も評価し、両方において競争性を確保する入札制度であります。よって1社だけの入札では、1番重要な競争性の確保ができませんでした。1社であっても有効との判断には問題があります。今回の入札は競争性との関係でどのようにお考えなのかお聞きしたいと思いますけれども。

議長、あと2点ほど、これ聞いた後あるんですけども、よろしいですか。この質問終わったあとね。あと2点あるんですけども、よろしい？

1. 議長（新 雅人君） その内容によりますけども、今ここで続けて言うわけにはいかんのですか？
1. 5番議員（坂野光雄君） ちょっとやっぱり一問一答しながらね。大事な問題ですので。
1. 議長（新 雅人君） ですからその次の質問が、それに。
1. 5番議員（坂野光雄君） 答弁を聞いて、となりますので。
1. 議長（新 雅人君） その内容によります。だから坂野さんの次の質問内容が妥当であればそれで答弁を求めます。
1. 5番議員（坂野光雄君） はい。とりあえずお願いします。
1. 議長（新 雅人君） 北崎局長。
1. 事務局長（北崎文雄君） 他市での事例でございます。他市等の事例を調査いたしましたところ、総合評価一般競争入札において、1社であっても評価して落札しているところの事例は、2つの事例がございます。

次に競争性の関係のご質問でございました。地方自治法第234条の契約の締結の第1項におきまして、「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」と規定されており、このうち一般競争が原則とされてございます。

一般競争入札は理論上、広く誰にでも入札の機会を与える、またできるだけ有利な条件で契約する事ができるなど、公正を第一義とする地方公共団体の契約方法としてもっとも相応しいとされておるところでございます。今回の入札につきましては総合評価落札方式による一般競争入札を行っており、入札公告や組合ホームページなどにより広く入札の機会を与えてございます。このことから、この点で競争性が発生すると考えているものでございます。

1. 議長（新 雅人君） 坂野議員。
1. 5番議員（坂野光雄君） 今の答弁で一般競争入札は、1つは広く誰にでも入札の機会を与える、2つ目はできるだけ有利な条件で契約をすることができるなど、もっとも相応しいと答弁がありました。この2点の考えのもとにあるのは、入札における競争性を担保することであり、今の答弁にありました、できるだけ有利な条件で契約する事にあります。しかし今回の落札では、入札が1社のみであり有利な条件で契約することに至らず、予定価格の99.95%の契約となりました。これがどうして有利な条件での契約と言えるでしょう。競争性が確保されておれば、仮に落札が予定価格の90%であれば、約10億円の経費の削減となっていました。総合評価方式の一般競争入札であっても、価格面、技術面での競争性が確保される必要があります。

それではお聞きしますが、四條畷市の一般競争入札、交野市の一般競争入札では予定価格と低入札調査基準価格が公表されている工事関係の一般競争入札において、1社のみのお応札であった場合には競争性が確保されないとして入札が不調となり、再入札となります。今回は四條畷市と交野市の2市が共通して運用しているのに、今述べた運用内容をなぜ組合として運用を適用しなかったのか、お聞きいたします。

2つ目には1社のみであっても有効とすることの内容をいつどの文書で明らかにしたのか、お聞きします。入札公告、これにはそのことが載っておりませんので、いつこの問題を公に明らかにしたのか、お聞きいたします。

3つ目には、他市における最近のごみ焼却施設の落札状況についてお聞きいたします。以上です。

1. 議長（新 雅人君） 答弁できる部分について、いくつかあったと思います。北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 何回もご説明申し上げている部分でございます。

総合評価落札方式という一般競争入札で、このたび入札公告を打ち、契約手続きに至ろうとしてございます。いわゆる価格だけでなく技術も評価して両方において競争性を確保する、この入札制度が総合評価方式でございます。その途中の段階で、いわゆる今回のような辞退であるとか、あるいは審査の中で失格、技術的に失格というようなことも発生する中で、そういう形で1社になるっていうのは技術と価格の審査をする上での部分でございますので、ご理解を申し上げたいと思います。

いつどの段階で明らかにしたかっていう所の部分でございますけれども、1社入札を可とするというような形の部分は事前に表記をするものではないというふうに考えてございますので、入札公告の中には表記はしてございません。以上でございます。

1. 議長（新 雅人君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） もう1つございました。他市での同じような形で総合評価落札方式で入札した1つの例をとりますと、近々の中では99.9%の落札率であるとか、あるいは98.6%、97.1%というような形で、これはこの3月の中で入札決定された所です。非常にそういう近々については高い入札となっておりますという調査したデータがございます。以上でございます。

1. 5番議員（坂野光雄君） ちょっともう1つね。今の答弁を聞いて、ちょっと大事な問題なんで。

1. 議長（新 雅人君） さっきと同じ答弁がされてるんですよ、今のも。

1. 5番議員（坂野光雄君） 1点だけ。

1. 議長（新 雅人君） あの、聞いていることはね、2回目の質問と同じような内容ですよ。

1. 5番議員（坂野光雄君） ちょっと違う内容です。今の答弁でね。

1. 議長（新 雅人君） 手短に。坂野議員。

1. 5番議員（坂野光雄君） 1社の入札でOKとするか、有効とするか、無効とするか、これは入札の公告の時にきちんと明らかにしなければならないというのが、これは入札の地方自治法の中での規定ではないですか。それを明らかにしなくて、そのままの状態でもどこにも明らかにしなくて、組合の選定委員会のところだけで判断するというのは、これは良くないんじゃないかなと。今ちょっと答弁できなかつたらいいんですけども、私らも考えますのでね。

1. 議長（新 雅人君） 梅垣次長。

1. 事務局次長兼資源循環施設整備室上席主幹（梅垣信一君） 地方自治法167条の10の2において、総合評価方式を推奨していると。10の3、10の4、10の5においてですね、じゃあその総合評価をした場合はどのような公告をするのかということで、まずは落札者決定基準ということを明確にしております。落札者決定基準というのは、どのような基準でもって決定するのか、つまり価格面とするのと、技術面とするのと。その基準というのを明確にしなければならない。それとその基準については学識経験者の意見を聞く必要があれば学識経験者の意見を聞かなければならないというような表現で3、4、5ということで並んでおります。

私は今、そのような認識をしております。以上でございます。

1. 議長（新 雅人君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（新 雅人君） これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はございませんか。坂野議員。

1. 5番議員（坂野光雄君） 一言、討論させていただきます。今の、先ほどの4点目の質問の答弁はちょっと噛み合っていないと。私は1社の場合は、これが契約不調にするか、それとも入札が有効とするか、このことは入札の公告の時点で明示しなければならないという形になっていると思いますので、再確認をお願いします。

では討論をさせていただきます。約100億円の新ごみ処理施設建設工事が1社のみ入札で競争性が担保されていない状況で予定価格の99.95%で落札されることに対し、非常に残念であります。1社のみ入札であっても有効とすることを明らかとした、今回は入札であったため、再度、元に戻すことができない状況となっています。従って大きな問題点を含んでいる状況ではありますが、やむを得ないものとして賛成いたします。

1. 議長（新 雅人君） 他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（新 雅人君） これをもって討論を終結いたします。お諮りいたします。議案第3号新ごみ処理施設建設工事請負契約の締結について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（新 雅人君） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号新ごみ処理施設建設工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

1. 議長（新 雅人君） これにて本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。閉会にあたりまして、管理者よりご挨拶をお受けしたいと思います。管理者。

1. 管理者（土井一憲君） 第1回臨時会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、ご提案申し上げておりました「新ごみ処理施設建設工事請負契約の締結について」、慎重なるご審議のうえ、ご可決を賜りまして誠にありがとうございました。

さて、事業計画地造成工事は、砂防許可申請に係る許可が遅れておりますことから、現時点では、本格工事の着手には至っておりませんが、大阪府との協議は完了しておりますことから、間もなく、進入路部分の工事から順次着手してまいります予定でございます。

また、施設建設工事につきましては、本契約締結後、請負業者と実施設計協議に入り、その後、工事に取り組んでまいります所存であり、四條畷市、交野市の将来に向けた、安定したごみ処理の実現を目指し、これら事業の推進に努めてまいりたいと存じております。

また、事業計画地の近隣地区とは、基本合意や工事に係る協定についてもご理解をいただいておりますことから、今後においても、事業に関する情報の提供や説明と、安心・安全な建設工事の実施に努め、近隣地区の信頼にこたえてまいりたいと存じております。

どうか議員の皆様には、今後とも新ごみ処理施設整備事業の推進に対しまして、より一層のご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお祈りを申し上げまして、誠に簡単ではございますが、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございます。

1. 議長（新 雅人君） 以上をもちまして、平成 26 年四條畷市交野市清掃施設組合議会臨時会第 1 回を閉会いたします。

諸案件の審議にあたりまして、慎重審議賜り、誠にありがとうございました。

(時に 1 4 時 5 8 分)

以上、会議の顛末を記載し、相違なきことを証するためここに署名する。

平成 26 年 4 月 24 日

四條畷市交野市清掃施設組合議長

新 雅 人

四條畷市交野市清掃施設組合議員

浅 田 耕 一

四條畷市交野市清掃施設組合議員

大 矢 克 巳